

社会福祉法人 東陽福祉会

実施年度	監査区分	文書指摘の内容	改善状況の内容	実施年月
5	実地	定額法による減価償却額の計算について、「減価償却額＝取得価額×その資産の耐用年数に応じた定額法の償却率」としなければならないが、「減価償却額＝取得価額÷その資産の耐用年数」としているので計算方法を改めること。 【留意事項 17 減価償却について】	会計ソフトの設定に問題があったと考えております。会計ソフト業者へ尋ねたうえで、対応いたします。 具体的には、令和5年度の決算では、定額法による減価償却の計算について「減価償却額＝取得価格×その資産の耐用年数に応じた定額法の償却率」へ計算方法を改めます。	R5.12
6	未実施	—	—	—
7	未実施	—	—	—

「実地」・・・実地による監査を実施
「書面」・・・書面による監査を実施
「未実施」・・・監査の周期(3～5年に1回実施)に該当しない年度
「延期」・・・特別な事情により延期した場合
「中止」・・・災害等により延期